

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月3日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第41号

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市市税条例施行規則（平成19年新潟市規則第111号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（令和6年能登半島地震により価値を減じた固定資産に係る令和5年度分の固定資産税の減免の特例）

22 令和6年能登半島地震により著しく価値を減じた固定資産に係る条例第67条第1項第3号の規定による令和5年度分の固定資産税の減免は、第17条第1項の規定にかかわらず、附則別表第1に定めるところによる。この場合における固定資産税の減免額は、第18条第3項の規定にかかわらず、減免の対象となる固定資産税の税額に附則別表第1に掲げる区分に応じた減免の割合を乗じて算出するほか、次に掲げるところによる。

（1） 期別の税額の一部を減免する場合は、減免の対象となる固定資産の課税標準額に附則別表第1に掲げる区分に応じた減免の割合を乗じて得た額の合計額に別表第5に掲げる区分に応じた期別の割合及び税率を乗じて算出する。

（2） 固定資産が共有物件である場合でその一部の共有者にのみ減免の事由が発生したときは、その者の持分により算出する。

（令和6年度分の固定資産税の減免額の特例）

23 令和6年度分の固定資産税の減免額は、第18条第3項の規定にかかわらず、減免の対象となる固定資産税の税額に別表第4に掲げる区分に応じた減免の割合を乗じて算出するほか、次に掲げるところによる。

(1) 期別の税額の一部を減免する場合は、減免の対象となる固定資産の課税標準額に別表第4に掲げる区分に応じた減免の割合を乗じて得た額の合計額に附則別表第2に掲げる区分に応じた期別の割合及び税率を乗じて算出する。

(2) 固定資産が共有物件である場合でその一部の共有者にのみ減免の事由が発生したときは、その者の持分により算出する。

附則の次に附則別表として次の2表を加える。

附則別表第1（附則第22項関係）

区分	減免の対象		減免割合
令和6年能登半島地震により条例第67条第1項第3号に該当する場合	土地	(1) 被害面積が当該土地の10分の2以上10分の4未満であるとき。	5分の2
		(2) 被害面積が当該土地の10分の4以上10分の6未満であるとき。	5分の3
		(3) 被害面積が当該土地の10分の6以上10分の8未満であるとき。	5分の4
		(4) 被害面積が当該土地の10分の8以上であるとき。	全部
	家屋	(1) 当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき。	5分の2
		(2) 当該家屋の価格の10分の4以上10分の5未満の価値を減じたとき。	5分の3
		(3) 当該家屋の価格の10分の5以上の価	全部

		値を減じたとき。	
償却 資産	(1)	当該償却資産の価格の10分の2以上 10分の4未満の価値を減じたとき。	5分の2
	(2)	当該償却資産の価格の10分の4以上 10分の6未満の価値を減じたとき。	5分の3
	(3)	当該償却資産の価格の10分の6以上 の価値を減じたとき。	5分の4
	(4)	償却資産の原形をとどめないとき、又 は復旧不能のとき。	全部

附則別表第2（附則第23項関係）

区分	減免事由発生日	期別の割合
条例附則第4 0条第1項に 規定する納期 により納付す る者	第1期の納期の末日以前	4分の4
	第1期の納期の末日後、第2期の納期の末日以前	4分の3
	第2期の納期の末日後、第3期の納期の末日以前	4分の2
	第3期の納期の末日後、第4期の納期の末日以前	4分の1
	随時課税分の納期の末日以前	1分の1
	過年度課税分の納期の末日以前	1分の1
条例附則第4 0条第2項に	7月期の納期の末日以前	9分の9
	7月期の納期の末日後、8月期の納期の末日以前	9分の8

規定する納期 により納付す る者	8月期の納期の末日後、9月期の納期の末日以前	9分の7
	9月期の納期の末日後、10月期の納期の末日以前	9分の6
	10月期の納期の末日後、11月期の納期の末日以前	9分の5
	11月期の納期の末日後、12月期の納期の末日以前	9分の4
	12月期の納期の末日後、1月期の納期の末日以前	9分の3
	1月期の納期の末日後、2月期の納期の末日以前	9分の2
	2月期の納期の末日後、3月期の納期の末日以前	9分の1
	過年度課税分の納期の末日以前	1分の1

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(令和6年能登半島地震に伴う固定資産税の減免申請についての経過措置)

2 この規則の施行の際現にされている固定資産税の減免を受けようとする者が新潟市市  
 税条例（昭和37年新潟市条例第2号）第67条第2項の規定により行った申請は、改  
 正後の附則第22項に規定する固定資産税の減免に該当するものに限り、同項の適用を  
 受けた申請とみなす。